岸和田市告示第　331　号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は本市財務部納税課にて保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和　8年　10月　30日

岸和田市長　　佐野　英利

記

1　公示送達をする書類の名称

[redacted]

2　送達を受けるべき者

吉岡　優斗
高島　貴一
YAO　XIAOJUAN
CHAND　GAJENDRA
PHUNG　VAN　DUNG